



# 白河市行政改革大綱

(平成19年度～平成23年度)

白 河 市  
平成19年3月

## 目 次

I	行財政改革の基本方針	
1	新市の行政改革大綱の策定趣旨	1
2	行政改革の目的・視点の設定	2
II	行政改革の取り組み	
1	簡素で効率的な組織機構の構築	3
(1)	効率的な行政組織の確立	
2	職員の意識改革と人材育成	3
(1)	職員の意識改革への取り組み	
(2)	人材の育成	
3	定員管理・給与等の適正化	3
(1)	定員管理の適正化	
(2)	給与等の適正化	
(3)	各種委員の報酬等の見直し	
4	事務・事業の整理合理化	4
(1)	事務事業の整理・再編	
(2)	民間活力の活用	
(3)	補助金の見直し	
5	市民との連携・協働	5
(1)	情報共有の推進	
(2)	市民参画の促進	
6	電子自治体の推進と市民サービスの高度化	5
(1)	電子自治体の推進	
(2)	市民サービスの高度化	
7	経費の節減合理化等財政の健全化	6
(1)	経費の節減合理化	
(2)	自主財源の確保	
(3)	既存施設の見直し	
III	行政改革の進行管理	
1	行政改革の推進期間	7
2	行政改革の推進方法	7

(用語解説)

# I 行政改革の基本方針

## 1 新市の行政改革大綱の策定趣旨

本格的な地方分権（※注）の時代を迎え、地方自治体は自らの判断と責任に基づき、地域の実情にあった住民参加と協働により、市民との新たなパートナーシップを確立し、行財政運営を自主的・総合的に実践していかなければならない。

また、国・県から様々な権限が移譲されるとともに、市民の価値観やニーズの多様化、少子高齢化、高度情報化の進展など、本市を取り巻く環境が著しく変化する中で、新たな市民ニーズに的確に対応していくことが求められている。

こうした中で、平成17年11月7日、白河市、表郷村、大信村及び東村の1市3村が合併し、新しい白河市が誕生した。

これは、地方分権社会における少子・高齢化、高度情報化、日常生活圏の広域化など、新しい時代の新しい課題に対応するための選択であり、また、これにより、新市の行財政の運営にあたっては市域の均衡ある発展と地域活力の増進に努め、市民意識の一体感を醸成することが必要である。

市の財源の基本となる市税収入は、長引く不況の影響を受け低迷し、加えて、国の三位一体の改革（※注）等により、地方自治体に交付される地方交付税、国庫補助金が減少するなど、財政状況は極めて厳しい状況の中で、将来の世代に責任を持ち、より一層の市民福祉の向上に努める必要があることから、自己決定・自己責任の基本的な考えのもと、維持可能な自主・自立の行財政運営を確立しなければならない。

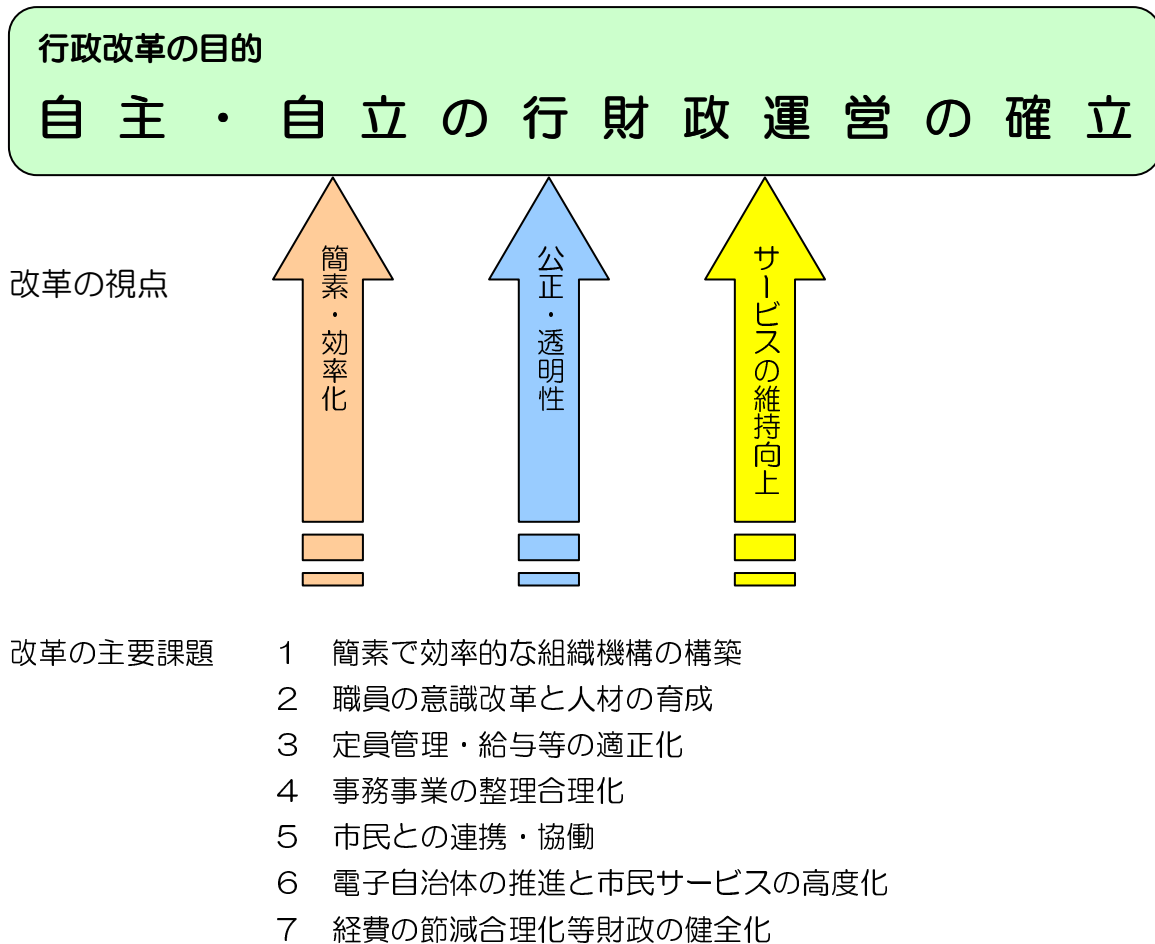
本市の平成17年度決算における財政指標は、経常収支比率（※注）90.6%、公債費比率（※注）19.4%、実質公債費比率（※注）22.4%と適正水準を大きく上回る状況となっており、極めて厳しい財政状況であることから、改革にあたっては全職員が改革意識を自覚・共有し、一丸となって改革へ取り組むとともに、市民の理解と協力を得ながら、財政の健全化を図ることが必要である。

こうしたことから、分権型社会に対応した効率的・効果的な行政経営と市民サービスの一層の推進を図り、将来にわたり安定した行財政運営を確立するため、その基本指針として、行政改革大綱を策定する。

## 2 改革の目的・視点

厳しい財政状況の中で、改革を推進するにあたっては、自己決定・自己責任の考え方を基本に、持続可能な自主・自立の行財政運営を確立することが重要であることから、今後取り組む行政改革の目的を「自主・自立の行財政運営の確立」とし、この目的を実現するため、次の3つの視点から、改革を推進する。

- 1 簡素・効率化・・・・・・・・・・限りある財源と人材により、既存の施策等を見直し、費用対効果を重視した行政経営を行うため、簡素で効率的な行財政運営に努める。
- 2 公正・透明性・・・・・・・・・・市民に開かれた公正で透明な行政運営を目指し、信頼性の高い行政を推進する。
- 3 サービスの維持・向上・・・・・・厳しい財政状況を自覚し、常に創意工夫を図り、市民の利便性の維持向上に資する取組みの推進に努める。



## Ⅱ 行財政改革の取り組み

### 重点事項

新市の行政改革大綱においては、財政の健全化を基本とし、次に掲げる7つの重点事項を掲げ、積極的かつ計画的に取り組むものとする。

#### 1 簡素で効率的な組織機構の構築

社会経済情勢が急速に変化する中で、新たな行政課題や複雑多様化する市民ニーズに即応する施策を展開するため、的確かつ弾力的に対応できる組織体制を構築する。

##### (1) 効率的な行財政組織の確立

行政需要に的確かつ迅速に対応できる効率的な行政組織を確立するため、全庁的にそのあり方を見直し、簡素で効率的な組織を目指す。

#### 2 職員の意識改革と人材育成

組織風土の改革を進めるため、職員の資質向上とともに、職員一人一人が本市の現状と改革の必要性を理解した上で、改革の担い手であるという認識を共有し、率先して改革に取り組むよう、その意識改革の推進に努める。

##### (1) 職員の意識改革への取り組み

職員意識を共有できる職場環境づくりに努めるとともに、職員一人一人の意識改革を図るため、改革改善の実績を反映できるような人事評価制度の構築や職員提案制度の見直しなどに取り組む。

##### (2) 人材の育成

人材育成の目的、方法等を明確にした人材育成基本方針に基づき、研修施設における研修(集合研修)、さらには自己啓発等への支援を計画的に実施するなど、様々な手段を活用して、職員の能力開発を効果的に推進する。

#### 3 定員管理・給与等の適正化

最少の経費で、多様化する市民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な執行体制を確立するために、引き続き事務・事業の見直し、民間委託、IT化等を積極的に推進しながら、計画的に職員数を削減するとともに、給与等の適正な見直し等を図りながら、人件費の抑制に努める。

##### (1) 定員管理の適正化

現在の「定員適正化計画」の見直しに取り組み、これまでの定員モデル、

類似団体の職員数等にこだわらない新たな「定員適正化計画」を策定し、職員数の削減を図る。

(2) 給与等の適正化

国の制度改革を見据えつつ、社会経済情勢の変化を踏まえながら、給与全般にわたる適正な見直しを行い、人件費の抑制に努める。

また、その公表については、市民に理解しやすい内容とする。

(3) 各種委員の報酬等の見直し

各種附属機関等の委員の報酬や定員のあり方等について、経費削減の観点から見直す。

#### 4 事務事業の整理合理化

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、既存の事務事業は勿論、合併協定項目についても、見直しを行い、効率的・効果的な事務事業の実施を図るとともに、選択と集中の観点から実施すべき施策の選別・重点化を図る。

また、民間活力の有効活用等を図るため、適正な管理監督のもと、行政責任の確保や市民サービスの維持向上等が図られることに留意しながら、民間委託を進める。

補助金については、その目的、効果や根拠等を十分に精査し、必要に応じて廃止又は縮減を図りつつ、市民のニーズに沿った補助金制度の構築に努める。

(1) 事務事業の整理・再編

厳しい財政状況のもと、実施する事務事業については、従来にも増して重点選別主義に徹し、緊急性の高いものや行政効果などに十分な検討を加え、取捨選択を進める。こうしたことから公共事業を含むあらゆる事務事業についても、行政評価制度<sup>(※注)</sup> システムを活用し、その事業の成果や必要性等を検証し、事務事業の整理・合理化を推進する。また、共通・定型業務処理のマニュアル化による事務改善を進める。

(2) 民間活力の活用

施設の管理運営にあたっては、より良いサービスを効果的・効率的に市民に提供するため、市の責任と適正な管理・監督のもと、指定管理者制度<sup>(※注)</sup> の導入や業務委託を積極的に推進する。

また、指定管理者制度へ既に移行している施設についても、その効果等について検証し、見直しを図っていく。

(3) 補助金の見直し

既存の補助金については、行政責任や経費負担のあり方、補助対象団体等の活用実態、事業成果等を精査するとともに、運営費補助から事業費補

助への転換、終期設定のできるものがないか検討し、段階的にこれらを実施する。

また、補助金の新設に当たっては、その必要性、補助の効果等を十分に検討するとともに、原則としてその終期を設定する。

## 5 市民との連携・協働

自主・自立の行財政運営を目指しながら、より一層の市民福祉の増進を図るため、従来以上に、市民と行政との連携・協働の取り組みを推進する。

### (1) 情報共有の推進

市民と行政との連携をこれまで以上に推進するためには、行政の保有する情報を広く市民に公開し、共有するとともに、市民ニーズを的確に把握する必要があることから、情報公開制度の適正な実施はもとより、市税等の滞納状況を含めた財政状況、行政改革の進捗状況などの行政情報を積極的に公表する取り組みや市民の意見を聴くことができる仕組みの構築に努める。

### (2) 市民参画と協働の促進

ますます多様化する市民ニーズに的確に対応し、効率的に行政サービスを提供するため、これまでの市民と行政との役割分担を見直し、市民ができることは市民自らがいき、行政との協働が必要なものは、その連携を深めるなど、市民協働の促進を図り、住民自治へ向けた体制づくりを進める必要がある。また、地域自治区においても、地域住民と行政との協働による地域自治の活動主体として、相互に連携を深めていく必要がある。

具体的には、市内各地域のまちづくり団体等との連携・協働を図るとともに、NPO（※注）やボランティア団体等の活動を活性化するための必要な支援策を講じ、また、行政の意思決定過程における市民参画を推進する観点から、各種審議会等の公募委員の積極的な登用や男女共同参画を趣旨とする女性の登用率の向上を図る。

## 6 電子自治体（※注）の推進と市民サービスの高度化

急速に進展する高度情報化に対応し、情報通信技術の活用による事務の効率化、迅速化、ペーパーレス化を図るとともに、提供サービスの充実により市民の利便性の向上を推進する。

### (1) 電子自治体の推進

行政の効率性をより一層高めるため、情報通信技術を積極的に取り込む環境を整備し、職員の知識と理解を深め、事務・事業の正確性と簡素・効率化を図る。また、各種データベース化を進め、情報の共有化を図り、総

合的な行政システムの確立に努める。

## (2) 市民サービスの高度化

市民サービスの向上を図るため、各種事務事業に情報通信技術を積極的に取り入れながら、インターネットや各種情報システム等を活用し、電子申請の拡大や申請事務手続等の簡素化、迅速化の推進に努める。

## 7 経費の節減合理化等財政の健全化

市民ニーズが複雑多様化する中で、自主・自立の行財政運営を確立していくためには、経費の節減合理化に努めるとともに、安定した財源確保を図る必要がある。

したがって、事務事業の執行にあたっては、あらゆる経費の見直しに取り組むとともに、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入等の自主財源の確保について、より一層努力し、財政健全化に努める。

既存の施設についても、存続の必要性、利用目的・方法の変更や多様化、経費節減などの合理化など、幅広い視点から、そのあり方の見直しに取り組む。

### (1) 経費の節減合理化

事務事業の執行にあたっては、コスト意識の徹底を図り、消耗品や光熱水費など、経費全般にわたり、その節減合理化に取り組むとともに、予算の厳正な執行を図る。

### (2) 自主財源の確保

① 市税、国民健康保険税等について、財源の確保の観点から、滞納の解消に努め、収納率の向上を図るとともに、工業団地等への積極的な企業誘致に努める。

② 使用料等については、受益者負担の原則の観点から、内容やサービスに要する費用等を的確に把握することにより、料金の適正化に努める。

③ 合併後の公共施設の利用状況や使用料の格差を勘案し、地域の公共施設使用料の適正化に努め、施設の適正な運営を図る。

④ 将来にわたる公共性の薄い市有地等の財産については、積極的に処分を行い、収入の確保に努める。

### (3) 既存施設の見直し

既存の公共施設については、その必要性を検証し、設置の意義を失ったものについては、廃止・統合の措置を講じるとともに、市民ニーズの変化に的確に対応するため、施設の有効活用の観点から施設の多目的利用、用途変更等による利便性の向上等に努める。



### Ⅲ 行政改革の進行管理

#### 1 行政改革の推進期間

今回策定した新市の行政改革大綱及びその改革の具体的取組項目を定めた「行政改革実施計画」については、現在策定している新市の総合計画や財政健全化計画との連携や整合性を図りながら、平成19年度から23年度までの5年間で推進期間とする。

なお、今後の社会経済情勢の変化や本市の財政状況を踏まえ、状況に応じ柔軟かつ的確な見直しを行いながら、継続的な行財政全般にわたる改革を推進していく。

#### 2 行政改革の推進方法

改革の推進にあたっては、全職員がその趣旨や取り組みを十分に認識し、改革する取り組みを所管する担当課所として自覚するとともに、行財政全般にわたる具体的取り組みと数値目標を掲げた「行政改革実施計画」に基づき、着実な取り組みを推進する。

また、第三者による機関を設置し、実施状況についての評価又は助言等をいただきながら、行政改革を着実に遂行していく。

なお、推進期間においては、その取り組みの具体的検証結果を広報紙やホームページを通じ、広く市民に公表する。

## ○ 用語解説（※注）

- 地方分権** ・ ・ 国から権限や財源を移譲して、地方公共団体の自主性と責任に基づき、地方の実情にあった行財政運営ができるようにすること。
- 三位一体の改革** ・ ・ 国から地方への補助金の削減、地方交付税の縮減、税源移譲の3つをセットにして地方の財政的な自立を促そうとする改革
- 経常収支比率** ・ ・ 経常的な一般財源（市税や普通交付税などの経常的な収入で用途が特定されていないもの）が市の支出する経常的な経費（人件費、扶助費、公債費など義務的な性格をもつ経費）に充てられる割合で、市では70～80%の範囲にあるのが望ましく、それを超えると財政構造の弾力性が失われる。
- 公債費比率** ・ ・ その年度の支出全体に占める公債費（地方債の元金、利子に要する経費）の額の割合から地方債の発行の状況を判断するため比率
- 実質公債費比率** ・ ・ 公債費だけでなく債務償還経費や一部事務組合に対する負担金、公営企業会計に対する繰出金なども債務（借金）にとらえ、この債務が標準財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示す比率
- 行政評価制度** ・ ・ 市が行う施策や事務事業について、予算や人材をどれだけ投入し、活動を行ったかを数値を用いて点検・評価し、見直し・改善につなげる仕組み
- 指定管理者制度** ・ ・ 多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、施設の管理に民間活力を活用し、住民のサービス向上を図るとともに、経費の削減を図ることを目的とする制度
- NPO** ・ ・ ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を指し、社会の様々な課題に対して特定の活動目的を持つ組織や団体のこと。
- 電子自治体** ・ ・ 自治体がIT（Information Technology）を活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みをいう。